# 奈良市公報

第 155 号

令 和 7年 11月 4日 発 行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長

			目 次	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
月	目	番号	件 名	 主 管
10	1	44	奈良市公報号外第 26 号に掲載	人事課
10	1	45	奈良市公報号外第 26 号に掲載	人事課
			規則	
月	日	番号	件 名	主管
10	9	69	奈良市公報号外第 26 号に掲載	保健予防課
10	9	70	奈良市公報号外第 26 号に掲載	保健予防課
			告示	
月	日	番号	件名	主管
10	1	449	令和7年度奈良市一般会計補正予算等の要領	財政課
10	1	450	令和6年度奈良市一般会計歳入歳出決算等の要領	財政課
10	2	451	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
10	2	452	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
10	3	453	放置自転車等の保管	環境政策課
10	3	454	放置自転車等の保管	環境政策課
10	3	455	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	3	456	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
10	6	457	交付要求通知書の公示送達	滞納整理課
10	7	458	放置自転車等の保管	環境政策課
10	8	459	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
10	8	460	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
10	8	461	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
10	8	462	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
10	8	463	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
10	10	464	住居番号の設定	市民課
10	10	465	道路の位置指定	建築指導課
10	10	466	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
10	10	467	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	介護福祉課
10	10	468	介護保険法の規定による指定介護予防支援事業者の指定	介護福祉課

(火曜日)

奈 良 市 公 報

第 155 号

	(火唯『	J /	示 及 巾 五 報	第 100 万
10	15	469	指定納付受託者の指定	DX 推進課
10	15	470	放置自転車等の保管	環境政策課
10	15	471	令和7年奈良市告示第165号(予防接種の実施)の一部改	健康増進課
			正	
10	15	472	令和7年奈良市告示第432号(予防接種の実施)の一部改	健康増進課
			正	
			監	
月	日	番号	件 名	
10	8	17	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
			公 営 企 業	
月	日	番号	件名	主管
10	1	54	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
10	1	55	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
10	9	56	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
10	14	57	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新	給排水課
10	14	58	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	給排水課
			教 育 委 員 会	
月	日	番号	件 名	主管
10	15	15	定例教育委員会の開催	教育政策課
			農業委員会	
月	日	番号	件 名	
10	6	10	農業委員会総会の招集	

(火曜日)

告示

#### 奈良市告示第 449 号

令和7年奈良市議会9月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表する。

令和7年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和7年度奈良市一般会計補正予算(第3号)
- 2 令和7年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 3 令和7年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 令和7年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

# 令和7年度奈良市一般会計 補正予算(第3号)

令和7年度奈良市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,342,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,197,464千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 国庫支出金		36,702,586	173,507	36,876,093
	2. 国庫補助金	3,739,736	33,295	3,773,031
	3. 国庫委託金	146,239	1,662	147,901
	4. 国庫交付金	8,438,048	138,550	8,576,598
17. 県 支 出 金		12,442,054	550	12,442,604
	4. 県 交 付 金	2,197,510	550	2,198,060
20. 繰 入 金		3,228,904	802,366	4,031,270
	1. 特別会計繰入金	470,210	2,866	473,076
	2. 基金繰入金	2,758,694	799,500	3,558,194
21. 繰 越 金		30,066	1,365,962	1,396,028
	1. 繰 越 金	30,066	1,365,962	1,396,028
歳 入	合 計	167,855,079	2,342,385	170,197,464

#### 歳 出

	款			項		補正前の額	補 正 額	計
2. 総	務	費				18,151,614	31,662	18,183,276
			2. 企	画	費	2,796,164	30,000	2,826,164
			4. 芦基	ALIE ITT	民費	998,398	1,662	1,000,060
3. 民	生	費				78,455,487	710,935	79,166,422
			1. 社	会福祉	: 費	36,973,903	140,606	37,114,509
			2. 児	童福祉	: 費	28,145,066	513,667	28,658,733
			3. 生	活保護	費	13,160,871	56,662	13,217,533

	款			項			補正前の額	補 正 額	計
4. 衛	生	費					13,420,896	1,580,309	15,001,205
			1.	保健律	5 生	費	4,901,291	82,076	4,983,367
			2.	保 健	所	費	890,780	26,233	917,013
			3.	清	i j	費	7,392,560	572,000	7,964,560
			4.	上 水	道	費	236,265	900,000	1,136,265
7. 商	工	費					1,048,579	8,625	1,057,204
			1.	商 工	•	費	1,048,579	8,625	1,057,204
9. 土	木	費					15,564,337	10,854	15,575,191
			4.	都市計	上画	費	5,864,336	10,000	5,874,336
			6.	住 宅	:	費	646,192	854	647,046
屋	<b>克</b>	出	合	計			167,855,079	2,342,385	170,197,464

#### 第2表 債務負担行為補正

#### 1. 追加分

	事	期	間	1	限	度	額					
富雄支		ほか2地 拠 点	域におり 事	ナる地 業	域子章 委	育て 託		7 年度カ 9 年度ま				49,032

# 令和7年度奈良市国民健康保険 特別会計補正予算(第1号)

令和7年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところに よる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,229千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ35,307,229千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

	款			Į	頁		補正前の額	補	正 額	計
7. 繰	越	金					千円		7,229	7,229
			1.	繰	越	金	_		7,229	7,229
	歳	入	合	計			35,300,000		7,229	35,307,229

(注) 「第7款 諸収入」を「第8款 諸収入」に改める。

#### 歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 諸 支 出 金		350,010	7,229	357,239
	1. 還付及び 還付加算金	30,010	7,229	37,239
歳 出	合 計	35,300,000	7,229	35,307,229

# 令和7年度奈良市介護保険 特別会計補正予算(第1号)

令和7年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ252,725千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,652,725千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

	款			Į	頁		補正前の額	補 正 額	計
6. 繰	入	金					6,087,168	千円 2,145	6,089,313
			1.	一般	会計繰	人金	5,704,936	2,145	5,707,081
7. 繰	越	金					_	250,580	250,580
			1.	繰	越	金	_	250,580	250,580
	歳	入	合	計			38,400,000	252,725	38,652,725

(注)「第7款 市債」、「第8款 諸収入」を「第8款 市債」、「第9款 諸収入」に改める。

#### 歳 出

	款			Į	頁		補正前の額	補	正	額	計
1. 総	総 務 費						829,800			<sub>千円</sub> 2,145	千円 831,945
			2.	賦課	果徴」	又 費	29,447			2,145	31,592
5. 諸	支	出金					144,777		25	0,580	395,357
			1.		金加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加加		12,100		24	7,714	259,814
			2.	繰	出	金	132,677			2,866	135,543
	歳	出	合	計			38,400,000		25	2,725	38,652,725

# 令和7年度奈良市後期高齢者医療 特別会計補正予算(第1号)

令和7年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,356千円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ9,260,356千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歲入歲出予算補正

#### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 国庫支出金		69,738	8,356	78,094
	1. 国庫補助金	69,738	8,356	78,094
歳入	合 計	9,252,000	8,356	9,260,356

#### 歳 出

		款			項	補正前の額	補 正 額	計
1.	総	務	費			147,825	千円 8,356	156,181
				1.	総務管理費	125,212	8,356	133,568
		歳	出	合	計	9,252,000	8,356	9,260,356

(火曜日)

(令和7年10月1日掲示済)

#### 奈良市告示第 450 号

令和7年奈良市議会9月定例会において認定の議決がなされた次に掲げる奈良市歳入歳出決算及び奈良市公営企業決算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、別紙のとおり公表する。 令和7年10月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 令和6年度奈良市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和6年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算
- 3 令和6年度奈良市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 4 令和6年度奈良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和6年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 6 令和6年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算
- 7 令和6年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 8 令和6年度奈良市病院事業会計決算
- 9 令和6年度奈良市水道事業会計決算
- 10 令和6年度奈良市下水道事業会計決算
- 11 令和6年度奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合市町村特別会計(奈良市)歳入歳出決算書

**- 13 -**

# 令和6年度 一般会計歲入歲出決算書

# 歳 入

//ix		
款	項	予 算 現 額
1 市税		52, 530, 956, 000
	1 市民税	24, 727, 347, 000
	2 固定資産税	20, 659, 142, 000
	3 軽自動車税	762, 325, 000
	4 市たばこ税	1, 809, 465, 000
	5 入湯税	37, 500, 000
	6 事業所税	1, 034, 563, 000
	7 都市計画税	3, 500, 614, 000
2 地方譲与税		908, 000, 000
	1 地方揮発油譲与税	200, 000, 000
	2 自動車重量讓与税	630, 000, 000
	3 森林環境讓与税	78, 000, 000
3 利子割交付金		100, 000, 000
	1 利子割交付金	100, 000, 000
4 配当割交付金		800, 000, 000
	1 配当割交付金	800, 000, 000
5 株式等譲渡所得割交付金		800, 000, 000
	1 株式等譲渡所得割交付金	800, 000, 000
6 法人事業税交付金		580, 000, 000
	1 法人事業税交付金	580, 000, 000
7 地方消費税交付金		8, 300, 000, 000
	1 地方消費税交付金	8, 300, 000, 000
8 ゴルフ場利用税交付金		300, 000, 000
	1 ゴルフ場利用税交付金	300, 000, 000
9 環境性能割交付金		150, 000, 000
	1 環境性能割交付金	150, 000, 000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付 金		3, 100, 000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	3, 100, 000

				(中位・11)
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
54, 058, 370, 559	52, 927, 128, 861	34, 748, 235	1, 096, 493, 463	396, 172, 861
25, 814, 825, 037	25, 313, 575, 221	13, 459, 709	487, 790, 107	586, 228, 221
20, 994, 270, 045	20, 509, 234, 063	13, 662, 809	471, 373, 173	△149, 907, 937
800, 261, 712	752, 204, 365	5, 011, 157	43, 046, 190	△10, 120, 635
1, 809, 843, 213	1, 809, 827, 504	0	15, 709	362, 504
52, 254, 000	52, 254, 000	0	0	14, 754, 000
1, 040, 062, 295	1, 028, 632, 600	0	11, 429, 695	△5, 930, 400
3, 546, 854, 257	3, 461, 401, 108	2, 614, 560	82, 838, 589	△39, 212, 892
851, 564, 000	851, 564, 000	0	0	△56, 436, 000
190, 896, 000	190, 896, 000	0	0	△9, 104, 000
584, 196, 000	584, 196, 000	0	0	△45, 804, 000
76, 472, 000	76, 472, 000	0	0	△1, 528, 000
34, 592, 000	34, 592, 000	0	0	△65, 408, 000
34, 592, 000	34, 592, 000	0	0	△65, 408, 000
1, 015, 418, 000	1, 015, 418, 000	0	0	215, 418, 000
1, 015, 418, 000	1, 015, 418, 000	0	0	215, 418, 000
1, 333, 277, 000	1, 333, 277, 000	0	0	533, 277, 000
1, 333, 277, 000	1, 333, 277, 000	0	0	533, 277, 000
542, 989, 000	542, 989, 000	0	0	△37, 011, 000
542, 989, 000	542, 989, 000	0	0	△37, 011, 000
8, 214, 794, 000	8, 214, 794, 000	0	0	△85, 206, 000
8, 214, 794, 000	8, 214, 794, 000	0	0	△85, 206, 000
259, 726, 155	259, 726, 155	0	0	△40, 273, 845
259, 726, 155	259, 726, 155	0	0	△40, 273, 845
138, 490, 000	138, 490, 000	0	0	△11, 510, 000
138, 490, 000	138, 490, 000	0	0	△11, 510, 000
3, 170, 000	3, 170, 000	0	0	70, 000
3, 170, 000	3, 170, 000	0	0	70,000

款	項	予 算 現 額
11 地方特例交付金		1, 837, 000, 000
	1 地方特例交付金	1, 830, 000, 000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補塡特別交付金	7, 000, 000
12 地方交付税		23, 421, 919, 000
	1 地方交付税	23, 421, 919, 000
13 交通安全対策特別交付金		50, 000, 000
	1 交通安全対策特別交付金	50, 000, 000
14 分担金及び負担金		809, 142, 000
	1 分担金	6, 190, 000
	2 負担金	802, 952, 000
15 使用料及び手数料		2, 601, 991, 000
	1 使用料	1, 868, 486, 000
	2 手数料	733, 505, 000
16 国庫支出金		41, 303, 407, 000
	1 国庫負担金	22, 530, 380, 000
	2 国庫補助金	4, 573, 517, 000
	3 国庫委託金	139, 022, 000
	4 国庫交付金	14, 060, 488, 000
17 県支出金		11, 935, 984, 000
	1 県負担金	7, 215, 648, 000
	2 県補助金	2, 403, 041, 000
	3 県委託金	256, 552, 000
	4 県交付金	2, 060, 743, 000
18 財産収入		1, 135, 766, 000
	1 財産運用収入	332, 930, 000
	2 財産売払収入	802, 836, 000
19 寄附金		1, 408, 280, 000
	1 寄附金	1, 408, 280, 000
20 繰入金		3, 169, 276, 000

				(中位・11)
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
1, 820, 293, 000	1, 820, 293, 000	0	0	△16, 707, 000
1, 811, 199, 000	1, 811, 199, 000	0	0	△18, 801, 000
9, 094, 000	9, 094, 000	0	0	2, 094, 000
23, 800, 428, 000	23, 800, 428, 000	0	0	378, 509, 000
23, 800, 428, 000	23, 800, 428, 000	0	0	378, 509, 000
30, 068, 000	30, 068, 000	0	0	△19, 932, 000
30, 068, 000	30, 068, 000	0	0	△19, 932, 000
396, 342, 084	380, 641, 946	4, 143, 950	11, 556, 188	△428, 500, 054
2, 565, 000	2, 565, 000	0	0	△3, 625, 000
393, 777, 084	378, 076, 946	4, 143, 950	11, 556, 188	△424, 875, 054
2, 579, 172, 834	2, 298, 532, 018	14, 035, 379	266, 605, 437	△303, 458, 982
1, 903, 749, 682	1, 628, 603, 998	14, 027, 679	261, 118, 005	△239, 882, 002
675, 423, 152	669, 928, 020	7, 700	5, 487, 432	△63, 576, 980
36, 756, 992, 909	36, 756, 992, 909	0	0	△4, 546, 414, 091
21, 718, 650, 072	21, 718, 650, 072	0	0	△811, 729, 928
2, 992, 690, 888	2, 992, 690, 888	0	0	△1, 580, 826, 112
120, 513, 128	120, 513, 128	0	0	△18, 508, 872
11, 925, 138, 821	11, 925, 138, 821	0	0	△2, 135, 349, 179
11, 229, 185, 687	11, 229, 185, 687	0	0	△706, 798, 313
6, 935, 275, 999	6, 935, 275, 999	0	0	△280, 372, 001
2, 072, 749, 055	2, 072, 749, 055	0	0	△330, 291, 945
213, 053, 300	213, 053, 300	0	0	△43, 498, 700
2, 008, 107, 333	2, 008, 107, 333	0	0	△52, 635, 667
1, 324, 047, 565	1, 215, 214, 243	106, 206, 907	2, 626, 415	79, 448, 243
380, 697, 649	271, 864, 327	106, 206, 907	2, 626, 415	△61, 065, 673
943, 349, 916	943, 349, 916	0	0	140, 513, 916
1, 097, 518, 615	1, 097, 518, 615	0	0	△310, 761, 385
1, 097, 518, 615	1, 097, 518, 615	0	0	△310, 761, 385
1, 832, 529, 744	1, 832, 529, 744	0	0	△1, 336, 746, 256

款	項	予 算 現 額
	1 特別会計繰入金	177, 642, 000
	2 基金繰入金	2, 991, 634, 000
21 繰越金		2, 599, 584, 000
	1 繰越金	2, 599, 584, 000
22 諸収入		3, 179, 704, 000
	1 延滞金・加算金及び過料	230, 000, 000
	2 預金利子	211, 000
	3 貸付金元利収入	533, 880, 000
	4 雑入	2, 415, 613, 000
23 市債		20, 469, 200, 000
	1 市債	20, 469, 200, 000
歳 入	合 計	178, 393, 309, 000

予算現額と収入済額 との比較	収入未済額	不納欠損額	収 入 済 額	調定額
△18, 551, 389	0	0	159, 090, 611	159, 090, 611
△1, 318, 194, 867	0	0	1, 673, 439, 133	1, 673, 439, 133
120	0	0	2, 599, 584, 120	2, 599, 584, 120
120	0	0	2, 599, 584, 120	2, 599, 584, 120
△48, 192, 385	1, 324, 126, 591	95, 432, 893	3, 131, 511, 615	4, 551, 071, 099
△173, 386, 748	0	75, 500	56, 613, 252	56, 688, 752
7, 386, 881	0	0	7, 597, 881	7, 597, 881
△46, 839, 145	305, 550	978, 000	487, 040, 855	488, 324, 405
164, 646, 627	1, 323, 821, 041	94, 379, 393	2, 580, 259, 627	3, 998, 460, 061
△9, 986, 500, 000	0	0	10, 482, 700, 000	10, 482, 700, 000
△9, 986, 500, 000	0	0	10, 482, 700, 000	10, 482, 700, 000
△16, 396, 960, 087	2, 701, 408, 094	254, 567, 364	161, 996, 348, 913	164, 952, 324, 371

歳出

///Х		
款	項	予 算 現 額
1 議会費		651, 980, 000
	1 議会費	651, 980, 000
2 総務費		20, 198, 105, 000
	1 総務管理費	13, 085, 180, 000
	2 企画費	3, 959, 629, 000
	3 徴税費	1, 693, 659, 000
	4 戸籍住民基本台帳費	1, 097, 735, 000
	5 選挙費	245, 941, 000
	6 統計調查費	34, 795, 000
	7 監查委員費	81, 166, 000
3 民生費		81, 770, 239, 000
	1 社会福祉費	41, 277, 276, 000
	2 児童福祉費	26, 835, 231, 000
	3 生活保護費	13, 396, 114, 000
	4 国民年金事務費	261, 618, 000
4 衛生費		14, 941, 672, 000
	1 保健衛生費	5, 544, 693, 000
	2 保健所費	875, 044, 000
	3 清掃費	8, 271, 849, 000
	4 上水道費	250, 086, 000
5 労働費		120, 579, 000
	1 労働諸費	120, 579, 000
6 農林水産業費		1, 041, 707, 000
	1 農林費	1, 041, 707, 000
7 商工費		1, 493, 456, 000
	1 商工費	1, 493, 456, 000
8 観光費		1, 091, 213, 000
	1 観光費	1, 091, 213, 000
9 土木費		16, 451, 303, 000

予算現額と支出済額 との比較	不 用 額	翌年度繰越額	支 出 済 額
17, 285, 801	17, 285, 801	0	634, 694, 199
17, 285, 801	17, 285, 801	0	634, 694, 199
2, 807, 333, 890	1, 936, 259, 890	871, 074, 000	17, 390, 771, 110
1, 438, 047, 541	1, 142, 847, 541	295, 200, 000	11, 647, 132, 459
952, 920, 201	430, 517, 201	522, 403, 000	3, 006, 708, 799
234, 426, 922	180, 955, 922	53, 471, 000	1, 459, 232, 078
132, 500, 374	132, 500, 374	0	965, 234, 626
40, 948, 630	40, 948, 630	0	204, 992, 370
5, 567, 448	5, 567, 448	0	29, 227, 552
2, 922, 774	2, 922, 774	0	78, 243, 226
4, 255, 527, 842	3, 819, 300, 842	436, 227, 000	77, 514, 711, 158
1, 286, 937, 609	1, 072, 145, 609	214, 792, 000	39, 990, 338, 391
2, 429, 414, 343	2, 207, 979, 343	221, 435, 000	24, 405, 816, 657
537, 033, 870	537, 033, 870	0	12, 859, 080, 130
2, 142, 020	2, 142, 020	0	259, 475, 980
2, 726, 620, 485	1, 435, 981, 485	1, 290, 639, 000	12, 215, 051, 515
935, 856, 255	851, 916, 255	83, 940, 000	4, 608, 836, 745
91, 558, 770	91, 558, 770	0	783, 485, 230
1, 688, 604, 228	481, 905, 228	1, 206, 699, 000	6, 583, 244, 772
10, 601, 232	10, 601, 232	0	239, 484, 768
5, 043, 606	5, 043, 606	0	115, 535, 394
5, 043, 606	5, 043, 606	0	115, 535, 394
307, 026, 824	225, 337, 824	81, 689, 000	734, 680, 176
307, 026, 824	225, 337, 824	81, 689, 000	734, 680, 176
113, 148, 599	113, 148, 599	0	1, 380, 307, 401
113, 148, 599	113, 148, 599	0	1, 380, 307, 401
168, 766, 618	123, 097, 618	45, 669, 000	922, 446, 382
168, 766, 618	123, 097, 618	45, 669, 000	922, 446, 382
5, 529, 870, 146	2, 118, 809, 146	3, 411, 061, 000	10, 921, 432, 854

款	項	予 算 現 額
	1 土木管理費	185, 835, 000
	2 道路橋梁費	7, 387, 630, 000
	3 河川費	400, 360, 000
	4 都市計画費	6, 963, 409, 000
	5 下水道費	884, 935, 000
	6 住宅費	629, 134, 000
10 消防費		5, 726, 595, 000
	1 消防費	5, 726, 595, 000
11 教育費		15, 574, 058, 000
	1 教育総務費	5, 054, 282, 000
	2 小学校費	2, 748, 517, 000
	3 中学校費	1, 360, 833, 000
	4 高等学校費	978, 136, 000
	5 幼稚園費	667, 438, 000
	6 社会教育費	1, 908, 201, 000
	7 保健体育費	2, 856, 651, 000
12 災害復旧費		62, 000, 000
	1 農林水産業施設災害復旧費	32, 000, 000
	2 土木施設災害復旧費	30, 000, 000
13 公債費		18, 163, 526, 000
	1 公債費	18, 163, 526, 000
14 諸支出金		1, 077, 646, 000
	1 地元公共事業基金	500, 015, 000
	2 財政調整基金	5, 000, 000
	3 減債基金	572, 631, 000
15 予備費		29, 230, 000
	1 予備費	29, 230, 000
歳出	合 計	178, 393, 309, 000

予算現額と支出済額 との比較	不 用 額	翌年度繰越額	支 出 済 額
18, 586, 898	18, 586, 898	0	167, 248, 102
3, 022, 803, 598	1, 668, 094, 598	1, 354, 709, 000	4, 364, 826, 402
87, 644, 288	48, 644, 288	39, 000, 000	312, 715, 712
2, 297, 205, 601	343, 853, 601	1, 953, 352, 000	4, 666, 203, 399
6, 781, 289	6, 781, 289	0	878, 153, 711
96, 848, 472	32, 848, 472	64, 000, 000	532, 285, 528
1, 460, 612, 912	1, 270, 587, 912	190, 025, 000	4, 265, 982, 088
1, 460, 612, 912	1, 270, 587, 912	190, 025, 000	4, 265, 982, 088
2, 538, 849, 854	918, 963, 854	1, 619, 886, 000	13, 035, 208, 146
825, 356, 333	230, 141, 333	595, 215, 000	4, 228, 925, 667
738, 231, 754	158, 193, 754	580, 038, 000	2, 010, 285, 246
423, 302, 840	171, 099, 840	252, 203, 000	937, 530, 160
40, 957, 612	19, 334, 612	21, 623, 000	937, 178, 388
121, 480, 676	121, 480, 676	0	545, 957, 324
235, 843, 004	115, 119, 004	120, 724, 000	1, 672, 357, 996
153, 677, 638	103, 594, 635	50, 083, 000	2, 702, 973, 365
39, 400, 170	39, 400, 170	0	22, 599, 830
32, 000, 000	32, 000, 000	0	0
7, 400, 170	7, 400, 170	0	22, 599, 830
124, 641, 872	124, 641, 872	0	18, 038, 884, 128
124, 641, 872	124, 641, 872	0	18, 038, 884, 128
442, 461, 699	442, 461, 699	0	635, 184, 301
441, 641, 138	441, 641, 138	0	58, 373, 862
578, 778	578, 775	0	4, 421, 225
241, 786	241, 786	0	572, 389, 214
29, 230, 000	29, 230, 000	0	0
29, 230, 000	29, 230, 000	0	0
20, 565, 820, 318	12, 619, 550, 318	7, 946, 270, 000	157, 827, 488, 682

() () 压 [ ] ()	<i>x x y y y y y y y y y y</i>	N1 100 1
보는 그 보는 내 수는 그를 받는 바로	4 100 000 001 H	
歳入歳出差引残額	4, 168, 860, 231円	
5 1 Ht A 60 4 455		
うち基金繰入額	1,800,000,000円	
ANNE IN-THE STANDARD LANGUAGE SECURITY SECURITY		

#### (火曜日)

# 令和6年度 住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予算現額
1 県支出金		1, 946, 000
	1 県補助金	1, 946, 000
2 繰越金		13, 004, 000
	1 繰越金	13, 004, 000
3 諸収入		10, 443, 000
	1 貸付金元利収入	0
	2 雑入	10, 443, 000
4 財産収入		2, 107, 000
	1 財産運用収入	2, 107, 000
歳 入	合 計	27, 500, 000

調定額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
11, 929, 000	11, 929, 000	0	0	9, 983, 000
11, 929, 000	11, 929, 000	0	0	9, 983, 000
13, 004, 078	13, 004, 078	0	0	78
13, 004, 078	13, 004, 078	0	0	78
601, 771, 909	4, 948, 612	15, 908, 841	580, 914, 456	△5, 494, 388
596, 986, 946	163, 649	15, 908, 841	580, 914, 456	163, 649
4, 784, 963	4, 784, 963	0	0	△5, 658, 037
2, 423, 395	2, 423, 395	0	0	316, 395
2, 423, 395	2, 423, 395	0	0	316, 395
629, 128, 382	32, 305, 085	15, 908, 841	580, 914, 456	4, 805, 085

# (火曜日)

# 歳出

款	項	予 算 現 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		8, 500, 000
	1 総務管理費	8, 500, 000
2 諸支出金		19, 000, 000
	1 繰出金	19, 000, 000
歳出	合 計	27, 500, 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
7, 429, 000	0	1,071,000	1,071,000
7, 429, 000	0	1, 071, 000	1,071,000
12, 947, 085	0	6, 052, 915	6, 052, 915
12, 947, 085	0	6, 052, 915	6, 052, 915
20, 376, 085	0	7, 123, 915	7, 123, 915

歳入歳出差引残額

11,929,000円

# 令和6年度 国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予算現額
1 国民健康保険料		6, 689, 420, 000
	1 国民健康保険料	6, 689, 420, 000
2 使用料及び手数料		120,000
	1 手数料	120,000
3 国庫支出金		0
	1 国庫補助金	0
4 県支出金		26, 177, 488, 000
	1 県補助金	26, 177, 488, 000
5 財産収入		200,000
	1 財産運用収入	200,000
6 繰入金		3, 036, 933, 000
	1 一般会計繰入金	3, 036, 933, 000
7 繰越金		13, 617, 000
	1 繰越金	13, 617, 000
8 諸収入		58, 894, 000
	1 延滞金及び過料	5, 000, 000
	2 雑入	53, 894, 000
歳	入 合 計	35, 976, 672, 000

(火曜日)

				(中压:11)
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
7, 554, 265, 038	6, 713, 033, 497	110, 940, 275	730, 291, 266	23, 613, 497
7, 554, 265, 038	6, 713, 033, 497	110, 940, 275	730, 291, 266	23, 613, 497
33, 600	33, 600	0	0	△86, 400
33, 600	33, 600	0	0	△86, 400
39, 164, 000	39, 164, 000	0	0	39, 164, 000
39, 164, 000	39, 164, 000	0	0	39, 164, 000
24, 082, 730, 262	24, 082, 730, 262	0	0	△2, 094, 757, 738
24, 082, 730, 262	24, 082, 730, 262	0	0	△2, 094, 757, 738
132, 727	132, 727	0	0	△67, 273
132, 727	132, 727	0	0	△67, 273
2, 898, 926, 381	2, 898, 926, 381	0	0	△138, 006, 619
2, 898, 926, 381	2, 898, 926, 381	0	0	△138, 006, 619
80, 013, 063	80, 013, 063	0	0	66, 396, 063
80, 013, 063	80, 013, 063	0	0	66, 396, 063
77, 698, 283	57, 115, 413	1, 084, 178	19, 498, 692	△1, 778, 587
10, 447, 355	10, 447, 355	0	0	5, 447, 355
67, 250, 928	46, 668, 058	1, 084, 178	19, 498, 692	△7, 225, 942
34, 732, 963, 354	33, 871, 148, 943	112, 024, 453	749, 789, 958	△2, 105, 523, 057

# 歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		965, 219, 000
	1 総務管理費	861, 202, 000
	2 賦課徴収費	103, 331, 000
	3 運営協議会費	686, 000
2 保険給付費		25, 841, 511, 000
	1 給付諸費	25, 841, 511, 000
事業費納付金		8, 738, 656, 000
	1 医療給付費事業費納付金	5, 701, 538, 000
	2 後期高齢者支援金事業費納付金	2, 305, 766, 000
	3 介護納付金事業費納付金	731, 352, 000
共同事業拠出金		9,000
	1 共同事業拠出金	9,000
5 保健事業費		388, 218, 000
	1 特定健康診査等事業費	351, 724, 000
	2 保健事業費	36, 494, 000
5 基金積立金		200, 000
	1 基金積立金	200, 000
7 諸支出金		42, 859, 000
	1 還付及び還付加算金	42, 859, 000
歳	出 合 計	35, 976, 672, 000

予算現額と支出済額 との比較	不 用 額	翌年度繰越額	支 出 済 額
77, 459, 11	77, 459, 119	0	887, 759, 881
66, 304, 34	66, 304, 347	0	794, 897, 653
10, 948, 52	10, 948, 522	0	92, 382, 478
206, 25	206, 250	0	479, 750
2, 065, 210, 01	2, 065, 210, 016	0	23, 776, 300, 984
2, 065, 210, 01	2, 065, 210, 016	0	23, 776, 300, 984
1, 00	1,003	0	8, 738, 654, 997
36	365	0	5, 701, 537, 635
39	393	0	2, 305, 765, 607
24	245	0	731, 351, 755
9, 00	9, 000	0	0
9, 00	9,000	0	0
110, 012, 55	110, 012, 552	0	278, 205, 448
104, 109, 68	104, 109, 681	0	247, 614, 319
5, 902, 87	5, 902, 871	0	30, 591, 129
67, 27	67, 273	0	132, 727
67, 27	67, 273	0	132, 727
9, 607, 16	9, 607, 163	0	33, 251, 837
9, 607, 16	9, 607, 163	0	33, 251, 837
2, 262, 366, 12	2, 262, 366, 126	0	33, 714, 305, 874

歳入歳出差引残額うち基金繰入額

156, 843, 069円 80, 000, 000円

# 令和6年度 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予算現額
1 国庫支出金		53, 793, 000
	1 国庫交付金	53, 793, 000
2 保留地処分金収入		0
	1 保留地処分金収入	0
3 清算金		3, 345, 000
	1 清算金	3, 345, 000
4 繰入金		1, 134, 755, 000
	1 一般会計繰入金	1, 134, 755, 000
5 繰越金		106, 526, 000
	1 繰越金	106, 526, 000
6 市債		347, 500, 000
	1 市債	347, 500, 000
歳入	合 計	1, 645, 919, 000

				30 31 31-11-11-11 30-11-10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
32, 410, 913	32, 410, 913	0	0	△21, 382, 087
32, 410, 913	32, 410, 913	0	0	△21, 382, 087
1, 363, 000	1, 363, 000	0	0	1, 363, 000
1, 363, 000	1, 363, 000	0	0	1, 363, 000
2, 971, 830	698, 580	0	2, 273, 250	△2, 646, 420
2, 971, 830	698, 580	0	2, 273, 250	△2, 646, 420
1, 112, 732, 204	1, 112, 732, 204	0	0	△22, 022, 796
1, 112, 732, 204	1, 112, 732, 204	0	0	△22, 022, 796
106, 526, 000	106, 526, 000	0	0	0
106, 526, 000	106, 526, 000	0	0	0
91, 900, 000	91, 900, 000	0	0	△255, 600, 000
91, 900, 000	91, 900, 000	0	0	△255, 600, 000
1, 347, 903, 947	1, 345, 630, 697	0	2, 273, 250	△300, 288, 303

# 歳出

款	項	予 算 現 額
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費		4, 300, 000
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	4, 300, 000
2 J R 奈良駅南地区土地区画整理事業 費		964, 619, 000
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業 費	964, 619, 000
3 公債費		677, 000, 000
	1 公債費	677, 000, 000
歳 出	合 計	1, 645, 919, 000

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
2, 146, 998	0	2, 153, 002	2, 153, 002
2, 146, 998	0	2, 153, 002	2, 153, 002
620, 317, 406	234, 232, 000	110, 069, 594	344, 301, 594
620, 317, 406	234, 232, 000	110, 069, 594	344, 301, 594
673, 713, 293	0	3, 286, 707	3, 286, 707
673, 713, 293	0	3, 286, 707	3, 286, 707
1, 296, 177, 697	234, 232, 000	115, 509, 303	349, 741, 303

歳入歳出差引残額

49, 453, 000円

# 令和6年度 介護保険特別会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予 算 現 額
1 保険料		8, 148, 859, 000
	1 介護保険料	8, 148, 859, 000
2 国庫支出金		8, 440, 494, 000
	1 国庫負担金	6, 442, 622, 000
	2 国庫補助金	1, 997, 872, 000
3 支払基金交付金		9, 817, 177, 000
	1 支払基金交付金	9, 817, 177, 000
4 県支出金		5, 141, 379, 000
	1 県負担金	4, 948, 138, 000
	2 県補助金	193, 241, 000
5 財産収入		6, 214, 000
	1 財産運用収入	6, 214, 000
6 繰入金		5, 906, 380, 000
	1 一般会計繰入金	5, 531, 461, 000
	2 基金繰入金	374, 919, 000
7 繰越金		318, 735, 000
	1 繰越金	318, 735, 000
3 諸収入		7, 497, 000
	1 延滞金加算金及び過料	0
	2 雑入	7, 497, 000
歳	入 合 計	37, 786, 735, 000

(単位:円)

				(1141.13)
調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
8, 459, 687, 056	8, 305, 641, 200	38, 595, 700	115, 450, 156	156, 782, 200
8, 459, 687, 056	8, 305, 641, 200	38, 595, 700	115, 450, 156	156, 782, 200
8, 461, 483, 808	8, 461, 483, 808	0	0	20, 989, 808
6, 471, 119, 243	6, 471, 119, 243	0	0	28, 497, 243
1, 990, 364, 565	1, 990, 364, 565	0	0	△7, 507, 435
9, 789, 212, 353	9, 789, 212, 353	0	0	△27, 964, 647
9, 789, 212, 353	9, 789, 212, 353	0	0	△27, 964, 647
5, 146, 088, 410	5, 146, 088, 410	0	0	4, 709, 410
4, 962, 476, 510	4, 962, 476, 510	0	0	14, 338, 510
183, 611, 900	183, 611, 900	0	0	△9, 629, 100
2, 805, 818	2, 805, 818	0	0	△3, 408, 182
2, 805, 818	2, 805, 818	0	0	△3, 408, 182
5, 509, 667, 702	5, 509, 667, 702	0	0	△396, 712, 298
5, 509, 667, 702	5, 509, 667, 702	0	0	△21, 793, 298
0	0	0	0	△374, 919, 000
320, 552, 897	320, 552, 897	0	0	1, 817, 897
320, 552, 897	320, 552, 897	0	0	1, 817, 897
33, 873, 847	28, 019, 182	5, 753, 600	101, 065	20, 522, 182
352, 400	352, 400	0	0	352, 400
33, 521, 447	27, 666, 782	5, 753, 600	101, 065	20, 169, 782
37, 723, 371, 891	37, 563, 471, 370	44, 349, 300	115, 551, 221	△223, 263, 630

# 歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		806, 284, 000
	1 総務管理費	400, 990, 000
	2 賦課徴収費	27, 833, 000
	3 介護認定審査会費	377, 461, 000
2 保険給付費		35, 048, 500, 000
	1 介護サービス等諸費	35, 048, 500, 000
3 地域支援事業費		1, 461, 314, 000
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	1, 304, 645, 000
	2 包括的支援事業・任意事業費	156, 669, 000
4 基金積立金		6, 214, 000
	1 基金積立金	6, 214, 000
5 諸支出金		464, 423, 000
	1 償還金及び還付加算金	329, 935, 000
	2 繰出金	134, 488, 000
歳出	合 計	37, 786, 735, 000

(単位:円)

			m 8 20 20 = 25
支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
677, 309, 253	0	128, 974, 747	128, 974, 747
308, 908, 717	0	92, 081, 283	92, 081, 283
22, 758, 739	0	5, 074, 261	5, 074, 261
345, 641, 797	0	31, 819, 203	31, 819, 203
34, 712, 444, 988	0	336, 055, 012	336, 055, 012
34, 712, 444, 988	0	336, 055, 012	336, 055, 012
1, 339, 212, 079	0	122, 101, 921	122, 101, 921
1, 200, 274, 281	0	104, 370, 719	104, 370, 719
138, 937, 798	0	17, 731, 202	17, 731, 202
2, 805, 818	0	3, 408, 182	3, 408, 182
2, 805, 818	0	3, 408, 182	3, 408, 182
451, 292, 610	0	13, 130, 390	13, 130, 390
329, 303, 741	0	631, 259	631, 259
121, 988, 869	0	12, 499, 131	12, 499, 131
37, 183, 064, 748	0	603, 670, 252	603, 670, 252

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額

380, 406, 622円

120,000,000円

# 令和6年度 母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予 算 現 額
1 繰入金		27, 262, 000
	1 一般会計繰入金	27, 262, 000
2 繰越金		48, 931, 000
	1 繰越金	48, 931, 000
3 諸収入		13, 581, 000
	1 貸付金元利収入	13, 481, 000
	2 雑入	100,000
4 市債		17, 226, 000
	1 市債	17, 226, 000
歳入	合 計	107, 000, 000

(単位:円)

調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額 との比較
8, 613, 000	8, 613, 000	0	0	△18, 649, 000
8, 613, 000	8, 613, 000	0	0	△18, 649, 000
51, 093, 610	51, 093, 610	0	0	2, 162, 610
51, 093, 610	51, 093, 610	0	0	2, 162, 610
50, 310, 995	24, 376, 144	703, 929	25, 230, 922	10, 795, 144
47, 657, 555	21, 937, 704	703, 929	25, 015, 922	8, 456, 704
2, 653, 440	2, 438, 440	0	215, 000	2, 338, 440
17, 226, 000	17, 226, 000	0	0	0
17, 226, 000	17, 226, 000	0	0	0
127, 243, 605	101, 308, 754	703, 929	25, 230, 922	△5, 691, 246

歳出

款	項	予 算 現 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		82, 845, 000
	1 総務管理費	43, 559, 000
	2 貸付金	39, 286, 000
2 諸支出金		24, 155, 000
	1 繰出金	24, 155, 000
歳出	合 計	107, 000, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
44, 137, 409	0	38, 707, 591	38, 707, 591
43, 549, 409	0	9, 591	9, 591
588, 000	0	38, 698, 000	38, 698, 000
24, 154, 657	0	343	343
24, 154, 657	0	343	343
68, 292, 066	0	38, 707, 934	38, 707, 934

歳入歳出差引残額

33,016,688円

# 令和6年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

# 歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後期高齢者医療保険料		7, 307, 627, 000
	1 後期高齢者医療保険料	7, 307, 627, 000
2 国庫支出金		68, 000, 000
	1 国庫補助金	68, 000, 000
3 繰入金		1, 392, 605, 000
	1 一般会計繰入金	1, 392, 605, 000
4 繰越金		35, 870, 000
	1 繰越金	35, 870, 000
5 諸収入		10, 898, 000
	1 延滞金・加算金及び過料	958, 000
	2 償還金及び還付加算金	9, 940, 000
	3 雑入	0
歳入	合 計	8, 815, 000, 000

(単位:円)

BK 01 NOOTHERD DATE (1990)				
予算現額と収入済額 との比較	収入未済額	不納欠損額	収入済額	調定額
△319, 338, 710	34, 649, 900	6, 155, 300	6, 988, 288, 290	7, 029, 093, 490
△319, 338, 710	34, 649, 900	6, 155, 300	6, 988, 288, 290	7, 029, 093, 490
△52, 447, 100	0	0	15, 552, 900	15, 552, 900
△52, 447, 100	0	0	15, 552, 900	15, 552, 900
△28, 322, 191	0	0	1, 364, 282, 809	1, 364, 282, 809
△28, 322, 191	0	0	1, 364, 282, 809	1, 364, 282, 809
△10, 081, 781	0	0	25, 788, 219	25, 788, 219
△10,081,781	0	0	25, 788, 219	25, 788, 219
△963, 836	0	0	9, 934, 164	9, 934, 164
△79, 700	0	0	878, 300	878, 300
△1, 596, 930	0	0	8, 343, 070	8, 343, 070
712, 794	0	0	712, 794	712, 794
△411, 153, 618	34, 649, 900	6, 155, 300	8, 403, 846, 382	8, 444, 651, 582

歳出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		143, 063, 000
	1 総務管理費	122, 003, 000
	2 徴収費	21, 060, 000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8, 671, 937, 000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8, 671, 937, 000
歳出	合 計	8, 815, 000, 000

(単位:円)

支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
84, 040, 574	0	59, 022, 426	59, 022, 426
67, 337, 272	0	54, 665, 728	54, 665, 728
16, 703, 302	0	4, 356, 698	4, 356, 698
8, 291, 446, 708	0	380, 490, 292	380, 490, 292
8, 291, 446, 708	0	380, 490, 292	380, 490, 292
8, 375, 487, 282	0	439, 512, 718	439, 512, 718

歳入歳出差引残額

28, 359, 100円

(1)収益的収入及び支出

			1					ı	_	
		#C								爺
		毎								五
		算額に比べ算額の増減	円 △ 559,117,816	0	△ 536, 423, 317	△ 22, 583, 903	△ 110, 596			格 26 条 26 条 条 の の あ あ を の の の あ あ の の あ あ の の あ の の あ の の あ の の あ の の の あ の の の の の の の の の の の の の
X		作 · 张	円 789, 398, 184	58, 625, 000	611, 374, 683	112, 032, 097	7, 366, 404	丑		決算
	凝	梅	[1] 1, 348, 516, 000	58, 625, 000	1, 147, 798, 000	134, 616, 000	7, 477, 000		額	地方公舍 积默 张 郑 郑 郑 32 8 条
		カ 公 資 令 業 労 会 の の 3 単 の の に よ る 女 田 範 係 る 財 瀬 充 世 鑑	E º	0	0	0	0			ルカス
	萸	植	E°	0	0	0	0	7-2000	旗	新
以	外	当初予算額	[1] 1,348,516,000	58, 625, 000	1, 147, 798, 000	134, 616, 000	7, 477, 000	₩	夺	当初補正子
		×	第1数 病院事業収益	第1項 医紫収益	第2項 医業外収益	第3項 看護師養成事業収益	第4項 特別利益			<ul><li>4π</li><li>⇒</li><li>⇒</li><li>≥</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li><li>×</li></ul>

	痛机							
	不 題	E	559, 798, 522	530, 774, 230	4, 275, 918	22, 898, 474	349, 900	1, 500, 000
	帝女子 株子 次 条 第 5 5 6 条 第 5 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	E	0	0	0	0	0	0
	松	E	837, 436, 478	715, 681, 770	9, 341, 082	112, 063, 526	350, 100	0
	福	E	0 1, 397, 235, 000	0 1,246,456,000	13, 617, 000	134, 962, 000	700,000	1, 500, 000
観	地方公司 禁法第26章 第2項の規定 による繰越額	E	0	0	0	0	0	0
	## ## ON CO	E	1, 397, 235, 000	1, 246, 456, 000	13, 617, 000	134, 962, 000	700,000	1, 500, 000
趣	作者 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 (大学) と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	E	0	0	0	0	0	0
( <del>**</del> )	海	E	0	0	0	0	0	0
	字文 龍田 整整	E	0	0	0	0	0	0
*	海	E	0	0	0	0	0	0
	当內 經	E	1, 397, 235, 000	1, 246, 456, 000	13, 617, 000	134, 962, 000	700,000	1, 500, 000
	×		构院事業費用	医業費用	医案外費用	看護師養成事業費用	特別損失	小無母
	. <u></u>		第1款 病	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項

※消費税の納入義務が免除されています。

(2) 資本的収入及び支出

	_		_			
		龜				
		子尊を発行なる。	E	△ 2,843,824	△ 147, 124	△ 2, 696, 700
$\forall$		<b>英</b>	E	180, 236, 176	1, 517, 876	181, 415, 000 178, 718, 300
	額	<del>d</del> ±	E	183, 080, 000	1, 665, 000	181, 415, 000
	ile.	継続費 語次 操越額に係る 対源 方 当 額	Ŧ	0	0	0
		地方公宮企業法 第 3 3 2 8 4 2 9 3 1 2 2 8 2 9 3 1 2 5 8 2 9 3 1 2 3 8 2 9 3 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2 2 9 2	£	0	0	0
公	黄	tin ×	H	183, 080, 000	1, 665, 000	181, 415, 000
		本 本 文章 数	E	0	0	0
	圣	当 初 多 資	E	183, 080, 000	1, 665, 000	181, 415, 000
		❖		约収入	助命	相金
		×		第1款 資本的収入	第1項 補	第2項 負

Г						
		命				
		用	E	2, 843, 824	147, 124	2, 696, 700
		拉	E	0	0	0
	震	<b>₫</b> □				
- 13	20 -	- 黄次額	E	0	0	0
- 12	版	擔 囊				
- 1	器	海港市の海海市の地域の海岸の海海県 高端 海 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬	E	0	0	0
Ħ		· 本 篇	E	180, 236, 176	1, 517, 876	178, 718, 300
	遊	症	E	183, 080, 000	1, 665, 000	181, 415, 000
		統 越貴女務	E	0	0	0
		炮企 86 定線 万 案 条 に 水 条 に な 法 の よ 越 な 法 の よ 越 言 第 掲 る 額	E	0	0	0
×	颔	#E	E	183, 080, 000	1, 665, 000	181, 415, 000
			E	0	0	0
		海 河 田窟	E	0	0	0
1	P	当卡 改 致	E	183, 080, 000	1, 665, 000	181, 415, 000
		\$		第1款 資本的支出	建設改良費	企業債債還金
		M		第1執	第1項	第2項

※消費税の納入義務が免除されています。

令和6年度 奈良市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

	施			(うち、仮受消費税及び地方 消費税 698,080,809円)	25, 272, 172円)	1,051,514円)
	<b>₩</b>			(うち、 消費税	" )	" )
Abbe about 1 to 11	予算額の指漢の過減	E	228, 318, 029	200, 335, 407	△ 4, 499, 260	32, 481, 882
	決 算 額	H	9, 389, 318, 029	7, 691, 500, 407	1, 665, 327, 740	32, 489, 882
	नोव देव	E	9, 161, 000, 000	7, 491, 165, 000	1, 669, 827, 000	8, 000
算	路 才 公 章 令 業 守 第 33 条 第 8 版 の 裁 示 に よ る 大田 額 に 余 る 財 額 光 当 額	E	0	0	0	0
	補正予算額	E	0	0	0	0
¥	当初予算額	HC.	9, 161, 000, 000	7, 491, 165, 000	1, 669, 827, 000	8, 000
	\$		水道事業収益	河茶切益	資業外収益	1 特別利益
	$ \mathbf{x} $		第1款	第1項	第2項	第3項

				13分		Ê	
	机			(うち、仮払消費税及び地方 消費税 343,584,141円)		394, 990円)	
	龍			(うち、 消費税		" )	
	田	E	576, 188, 285	100, 550	104, 086, 693	1,042	10, 000, 000
	K		576,	462,	104,		10,
地方公営 企業法第	26条第2項の規定 項の規定 による 繰離額額	田	0	0	0	0	0
	養	田	397, 811, 715	8, 035, 356, 450	315, 362, 307	47, 092, 958	0
	决		8, 397,	8, 035,	315,	47,	
	<del>;i.</del> <□	田	8, 974, 000, 000	8, 497, 457, 000	419, 449, 000	47, 094, 000	10, 000, 000
額	他方公司26条第2項26条第2項の規定にの規定による繰越額	E	0	0	0	0	0
	संव र	E	8, 974, 000, 000	8, 497, 457, 000	419, 449, 000	47, 094, 000	10, 000, 000
旗	他 方 公 徳 子 公 徳 24条第3項の 規 定 に よる 女 田 額	E	0	0	0	0	0
	流用增減額	E	0	△ 40, 696, 000	0	40, 696, 000	0
	予備數支出額	田	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
7	補正予算額	H	9	0	5	5	9
	当初予算額	E	8, 974, 000, 000	8, 538, 153, 000	419, 449, 000	6, 398, 000	10, 000, 000
	₹		K道事業費用	※ 費 用	営業外費用	特別損失	第 第
	M		第1款 水	第1項	第2項	第3項	第4項

			財源 Boot	LIDO		100円	(田)
	松		翌年度繰越額に係る財源	22, 100, 0		1,714,900円 任命消費程及78地方	278, 400円) 24, 424, 400円)
	隼		翌年度繰	光三銭		- こ - 5 - 5 - 6 - 6 - 6 - 6 - 6 - 7	消費税
	予算額に比ぐ決算額の増減	⊞ △ 578, 302, 216	△ 575,000,000	10, 000	△ 7,350,000	8, 008, 384	△ 3, 970, 600
	草	用 1,132,468,784	498, 200, 000	10, 000	53, 874, 000	311, 716, 384	268, 668, 400
	北			0			
	#E	用 1,710,771,000	1, 073, 200, 000		61, 224, 000	303, 708, 000	272, 639, 000
	ďΠ						
額	生統費 逓次 業越額に係る 才頭 充当額	⊞ 0	0	0	0	0	0
第	地方公営企業法第26条の規 定による繰越額に係る財源 繰 充 当 額財	用 251, 771, 000	178, 300, 000	0	0	73, 471, 000	0
	+0	用 1,459,000,000	894, 900, 000	0	61, 224, 000	230, 237, 000	272, 639, 000
	4						
4	楠正予算额	€ 0	0	0	0	0	0
	当初予算額	用 入 1,459,000,000	894, 900, 000	0	61, 224, 000	230, 237, 000	272, 639, 000
	<i>T</i> -	以入	瓶	産売却代金	Ø	倒	<b>4</b>
	谷	<b>★</b> Æ	無	固定資産売	順	型	型
		ĶII	会	阳	舞	剣	尔

翌年度繰越額	通方公立 (	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	600 2, 601, 113, 692 942, 557, 000 212, 641, 000 1, 155, 198, 000 397, 983,	4,000 24,018,134 0 0 0 10,935,866 ( n 1,775,694FJ)	1, 047, 305, 000 1, 047, 267, 079 0 0 37, 921	0,000 20,904,544 0 0 0 456	
額	管法の名類維理課題を登録を登録を登録を登録を登録を登録を登録を登録を	H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	000 616, 024, 600	0 34, 954, 000	0 1,047,305,0	0 20, 905, 000	000 000 01
掛	額 小 計 第 26 業 機 だいた 機 を 26 様 様 た に 乗 を 26 様 を 26 様 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を	H H	2, 817, 836, 000	0 34, 954, 000	0 1,047,305,000	000 20, 905, 000	000 000 01
并	籍正子算額 按 改 送 登 送 登 登 登 登 登 登 登 登 登 登 日 送 登 日 登 日 登	田。	0 0 0 0 0	0 0	0	0 0 20,905,000	0 0
	当初予算額	⊞ 000 000 1	, c,	費 34, 954, 000	金 1,047,305,000	0	母 10,000,000
	Я	1	a the E X	第2項 固定資産取得	第3項 企業債償還	第4項 補助金返還	第5項 予 備

1 令和6年度 奈良市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

共

ā	机			(うち、仮受消費税及び地方 消費税 495,390,336円)	3,084円)	42, 945円)			析			(うち、仮払消費税及び地方 消費税 320,152,273円)		395, 622円)	ò
	選			(うち、)消費税	" )	" )			鑩			(うち、) 消費税		<i>"</i> )	
台 4 場 型	決算額の増減が	E	114, 155, 118	115, 160, 142	△ 47, 702, 789	46, 697, 765			不 用 額	E	328, 817, 247	216, 744, 442	106, 046, 748	1,026,057	5, 000, 000
	競	田	8, 726, 155, 118	5, 833, 489, 142	2, 845, 943, 211	46, 722, 765		方業公法	26条第2 項の規定 に よる 繰 越 額	E	0	0	0	0	0
	长		8, 7	5,8	2,8				決算額	E	8, 033, 182, 753	7, 713, 840, 558	308, 701, 252	10, 640, 943	0
	iha	E	8, 612, 000, 000	5, 718, 329, 000	2, 893, 646, 000	25, 000			<b>∜</b> □	田	8, 362, 000, 000	7, 930, 585, 000	414, 748, 000	11, 667, 000	5, 000, 000
額	<□							類	西本子 公子 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	田	0	0	0	0	0
	企業法第24条規定による支を財源充当額	E	0	0	0	0			#	E	8, 362, 000, 000	7, 930, 585, 000	414, 748, 000	11, 667, 000	5, 000, 000
斑	地方公 第3項の 田 額に係っ							舞	胎女 分 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米 米	田	0	0	0	0	0
	正子算額	E	0	0	0	0			流用增減額	E	0	△ 6, 289, 000	△ 1,799,000	8, 088, 000	0
	維	_	0	0	0	0			予備費支出額	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
*	算額	E	8, 612, 000, 000	5, 718, 329, 000	2, 893, 646, 000	25,000		泸	補正予算額	E					
	*								凝	E	000 '0	1,000	7, 000	9,000	000 (
	当								当初予算		8, 362, 000, 000	7, 936, 874, 000	416, 547, 000	3, 579, 000	5, 000, 000
	会		下水道事業収益	※	業外収益	別利益			\$		下水道事業費用	業費用	業外費用	別損失	龍
				ĬĀĪ.	juI	华	丑				下米	河	III,	华	¥
	M		第1款	第1項	第2項	第3項	+×		×		第1款	第1項	第2項	第3項	第4項
							en e	100							

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算 収 人

	子		•	黄	額						
盤	補正予算額	÷	नंब	地方公営企業法第26 継 続 費 通 ? 条の規定による繰越 繰越額に係 額に係る財源充当額 財 源 充 当 ?	総費 逓次 2越額に係る 源 充 当額	∢□	<del>d</del> a	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	霊	
H 1, 735, 000, 000	€ 0		H 1, 735, 000, 000	円 272, 217, 000	⊞ 0	2	月 2, 007, 217, 000	円 1, 297, 909, 340	円  , 297, 909, 340		
1, 508, 100, 000	0		1, 508, 100, 000	224,600,000	0	1	1, 732, 700, 000	1, 108, 000, 000	1, 108, 000, 000 △ 624, 700, 000		
99, 710, 000	0		99, 710, 000	0	0		99, 710, 000	99, 710, 000	0	0 翌年度繰越額	100
121, 000, 000	0		121, 000, 000	40, 217, 000	0		161, 217, 000	72, 787, 350	△ 88, 429, 650	に係る財源九当額15,825,000円	る財職充当額 15,825,000円
1, 100, 000	0		1, 100, 000	0	0		1, 100, 000	1, 100, 000	0		
5, 090, 000	0		5, 090, 000	7, 400, 000	0		12, 490, 000	16, 311, 990	3, 821, 990		

				此方 2円)		
	產			仮払消費税及び地方 56,586,922円)		
				(うち、消費税		
	不 用 額	Æ	212, 670, 649	208, 587, 422	1,000,000	3, 083, 227
越額	#E	E	504, 618, 000	504, 618, 000	0	0
度 繰	維	E	0	0	0	0
(株)	他 方 公 音 第 条	E	504, 618, 000	504, 618, 000	0	0
	许	E	0 4, 548, 278, 000 3, 830, 989, 351	667, 406, 578 504, 618, 000	0	3, 163, 582, 773
	41	Æ	4, 548, 278, 000	1, 380, 612, 000	1,000,000	3, 166, 666, 000 3, 163, 582, 773
8	維 総 数 数 数 数	E	0	0	0	0
蒸	海海 米 次 乗 36 米 36 米 36 米 36 米 36 米 37 単 度 に よる	田	291, 278, 000	291, 278, 000	0	0
述	#u	Æ	4, 257, 000, 000	1, 089, 334, 000	1, 000, 000	3, 166, 666, 000
₹ <del>=</del> 1	第 田 田 濱 総	E	0	0	0	0
	予備費支出額	E	0 0	0 0	0 0	0 0
*	補正予算額					
	当初予算額	E	4, 257, 000, 000	1, 089, 334, 000	1,000,000	3, 166, 666, 000
	\$		本 改 大田	建設改良費	固定資産取得費	企業債償還金
	M		第1款 資	第1項	第2項	第3項

丑

4

歳 出

収払入較	, 037	, 037	△ 9,000	, 037	] [	五数	, 037	, 037	, 037
用)額と収め 比の比	△ 1,349,037	△ 1,340,037	0	△ 1,349,037	(H	額 と 支 の 比	1,349,037	1, 349, 037	1, 349, 037
(単位) 算 現 物 額 と	◁	◁		⊲	(単位	算 現 約 額 と			
予済						予第			
斉額	3, 911	3, 911	0	3, 911		額	1, 349, 037	1, 349, 037	1, 349, 037
収入未済	449, 216, 911	449, 216, 911		449, 216, 911		田	1,34	1, 34	1, 34
权入	44	44		44		$\forall$			
(額	0	0	0	0		並 額	0	0	0
欠損						<b>妄繰</b>			
不納欠損額						翌年度繰越			
	963	963	1,000	963			963	963	963
5 額	4, 785, 963	4, 784, 963	1, (	4, 785, 963		F 額	4, 785, 963	4, 785, 963	4, 785, 963
茶	4,	4,		4,		1 済	4,	4,	4,
Υ						三 田			
収		V printer.				Ĭ.	_	_	
額	454, 002, 874	454, 001, 874	1,000	454, 002, 874		. 額	6, 135, 000	6, 135, 000	6, 135, 000
迅	54, 00	54,00		54, 00.		通	6, 13	6, 13	6, 13
	4(	4[		4		黄			
額調	000	000	000	000	-	4		華	
温	6, 135, 00	6, 125, 00	10,00	6, 135, 00				型	111111
黨	6, ]	6, ]		6, ]		lmr/		細	
*						通		務	
		収入	X	ithe				総	⟨□
断		貸付金元利収入							
H'		育付金	<del>mi</del>	⟨□			實		
		1	2 雑				72		田
$\prec$	K			$\prec$	丑	榖	務		
禁	<b>公</b>			() 1000-13-			鍃		722396244
襚	1 諸			搬	縱		_		凝

第 155 号

(令和7年10月1日掲示済)

## 奈良市告示第 451 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第85条第2号の規定により公示する。

令和7年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 廃止年月日 令和7年9月15日

事業所番号	サービスの	事業者		事業所	
尹未川留り	種類	法人名	法人所在地	名称	住所
2970101412	居宅介護支援	ホームケアー株式会社	奈良県奈良市学園 朝日町6番11-1 号	ホームケアー奈良	奈良県奈良市川久 保町 6-1

#### 2 廃止年月日 令和7年9月8日

	<u> </u>						
事業所番号		サービスの	事業者		事業所		
	争耒州省万	種類	法人名	法人所在地	名称	住所	
	2970104408	居宅介護支援	株式会社ざいたっく	奈良県大和郡山市 千日町 51 番地 2 千日住宅 18 号	ケアプランセンターすみれ	奈良県奈良市北之 庄町 41-2 キノシ タビル 2F	

(令和7年10月2日掲示済)

# 奈良市告示第 452 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年10月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 廃止年月日 令和7年9月8日

事業所番号	サービスの	事	<b>業者</b>	事	<b></b>
<del>李未</del> 川留万	種類	法人名	法人所在地	名称	住所
2970104754	訪問介護	株式会社ざいたっく	奈良県大和郡山市 千日町 51 番地 2 千日住宅 18 号	介護センターすみれ	奈良県奈良市北之 庄町 41-2 キノシ タビル 2F

(令和7年10月2日掲示済)

# 奈良市告示第 453 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和7年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年9月18日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び、IR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

#### 5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和7年10月3日掲示済)

#### 奈良市告示第 454 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和7年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年9月24日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和7年10月3日掲示済)

# 奈良市告示第 455 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和7年10月3日

第 155 号

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和7年7月11日 奈良市指令整開 第25A-9号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年10月3日 第1958号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市六条町305番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市八条町398番地の1

大吉建設株式会社 代表取締役 吉信 秀樹

(令和7年10月3日掲示済)

#### 奈良市告示 456号

奈良市観光案内所規則(平成21年奈良市規則第60号)第6条第2項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和7年10月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 開所時間の変更

施 設 名	期間	開所時間
奈良市総合観光案内所	令和7年10月25日、26日 今和7年11日1日 2日 2日 2日 2日 0日	午前9時から午後8
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和7年11月1日、2日、3日、8日、9日、 15日、22日、29日	時まで

(令和7年10月3日掲示済)

#### 奈良市告示第 457 号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年10月6日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書 交付要求通知書

2 送達を受けるべき者

省略

(令和7年10月6日掲示済)

# 奈良市告示第 458 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和7年10月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 令和7年10月2日

3 移動対象区域

IR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和7年10月7日掲示済)

#### 奈良市告示第 459 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。 令和7年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年11月27日 奈良市指令整開 第24A-33号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和7年10月8日 第1959号

公共施設 令和7年10月8日 第996号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大安寺四丁目 1006番1、1007番1の一部及び1007番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積水ハウス不動産株式会社関西営業本部 本部長 吉田 憲一

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路

奈良市大安寺四丁目 1006番1、1007番1及び1007番2の各一部

(2) 歩行者専用通路

奈良市大安寺四丁目 1007 番2の一部

(3) 下水道

奈良市大安寺四丁目 1006 番1 及び 1007 番1 の各一部

(4) 調整池

奈良市大安寺四丁目 1007番1及び1007番2の各一部

(令和7年10月8日掲示済)

#### 奈良市告示第 460 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

第 155 号

(火曜日)

令和7年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

指	定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	一一	11年十月日
松尾 哲司		柔道整復	令和7年
寺坂整骨院	大阪市生野区巽東 2-5-16 102 号	未坦定復 	7月1日

(令和7年10月8日掲示済)

## 奈良市告示第 461 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和7年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

指	定施術者の氏名	施術の種類	<b>七</b> -	
施術所の名称 施術所の所在地		が他们♥ン代里矢貝	指定年月日	
松尾 哲司		けり、きゅう	令和7年	
寺坂はり灸院	大阪市生野区巽東 2-5-16 102 号	はり・きゅう	7月1日	

(令和7年10月8日掲示済)

## 奈良市告示第 462 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和7年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

指	定施術者の氏名	施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	一一	<b>有</b> 足十月 口
木戸 真広		あんま	令和7年
JoyPlus 針灸院	堺市西区津久野町 1-7-40 ヴェリテ 津久野 1301	はり・きゅう	7月1日

(令和7年10月8日掲示済)

#### 奈良市告示第 463 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条第 1 項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和7年10月8日

奈良市長 仲 川 元 庸

指	定施術者の氏名		指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地	が他们♥ン代里矢貝	11年十月日
中前園 智		あんま	令和7年
KEiROW 大阪枚方	枚方市山之上西町 28-23 アモールビ	し はり・きゅう	7月1日
ステーション	ル2階	147 · c ゆ / 	1月1日

(令和7年10月8日掲示済)

# 奈良市告示第 464 号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸 住居番号をつけた建造物の表示 四条大路一丁目 11 番 10 号 西大寺国見町二丁目 16番 30号 恋の窪一丁目6番6号 七条一丁目8番1号 恋の窪一丁目6番7号 尼辻中町3番37-2号 西大寺北町一丁目2番11-1号 学園南三丁目4番15-1号 大森西町7番7号 学園南三丁目4番15-2号 西大寺北町一丁目2番11-2号 西大寺北町一丁目2番11-3号 学園北二丁目2番18-室番号 西大寺北町一丁目2番11-4号 三松ヶ丘8番17号 西大寺芝町一丁目4番24号 帝塚山三丁目8番28号 西大寺国見町二丁目 14番 26号 疋田町三丁目2番23-2号 秋篠三和町二丁目9番8号 富雄元町一丁目 11 番 3-1 号 学園南二丁目11番14号 二条町二丁目7番3号 西大寺国見町三丁目2番29号 西大寺国見町一丁目6番7-室番 西登美ヶ丘四丁目9番24号 西大寺野神町一丁目1番15-1号 大安寺七丁目27番5号 二条町二丁目6番11-2号 西大寺新田町2番21号 登美ヶ丘一丁目4番5号 東登美ヶ丘六丁目9番8号 五条畑一丁目7番9号 三松ヶ丘7番10号 百楽園四丁目5番6-1号 帝塚山三丁目23番8号 百楽園四丁目5番6-2号

(令和7年10月10日掲示済)

## 奈良市告示第 465 号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告する。

若葉台四丁目7番24号

学園北一丁目4番13号

令和7年10月10日

帝塚山三丁目 25 番 25 号

三条添川町9番9号

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市法華寺町 1228 番地
申請者氏名	株式会社ハウスプロジェクト 代表取締役 小田 孝洋
道路の位置	奈良市東九条町 484 番 1 及び 484 番 2 の各一部
道路の幅員	最大 6.05m 最小 6.01m
道路の延長	30. 92m
指定年月日	令和7年10月10日
指定番号	第 R0702 号

(令和7年10月10日掲示済)

## 奈良市告示第 466 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和7年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和7年10月1日

車業正来早	車業所来早 サービスの 事		業者事業所		<b></b>
争未別留与	種類	名称	住所	名称	住所

# 奈 良 市 公 報

第 155 号

	(介護予	TKH ソリューソン	奈良県奈良市法華	精神科特化型訪問	奈良県奈良市法華
2960199467	防) 訪問看	ズ株式会社	寺町 348 サンハイ	看護ステーション	寺町 348 サンハイ
	護		ツ 2 号館 105 号	つなぐ	ツ2号館105号
		株式会社トライス	大阪府大阪市住吉	トライズ訪問看護	奈良県奈良市瓦堂
2960199475	訪問看護	トーン	区東粉浜二丁目2	ステーション奈良	町22サンコーポ瓦
		\	番14号	スノーション宗良	堂 201 号室

(令和7年10月10日掲示済)

#### 奈良市告示第 467 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により公示する。

令和7年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 1 指定年月日 令和7年10月1日

事業所番号 サービス		事業者		事業所	
尹未川留り	種類	名称	住所	名称	住所
2070101256	居宅介護支	ライトニングコス	奈良県奈良市高畑	ケアプランセンタ	奈良県奈良市高畑
2970191256	援	モ株式会社	町 152-5	ーペガサス	町 152-5

(令和7年10月10日掲示済)

#### 奈良市告示第 468 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により公示する。

令和7年10月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 1 指定年月日 令和7年10月1日

事業定委旦	サービスの	事美	<b>美者</b>	事業所		
事業所番号	種類	名称	住所	名称	住所	
2970102956	介護予防支 援	有限会社コミュニ ティサポートかな で	奈良県奈良市六条 西三丁目14番4号		奈良県奈良市六条 西三丁目 13 番 15 号	

(令和7年10月10日掲示済)

#### 奈良市告示第 469 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)第22条の2第2項の規定により告示する。

令和7年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定納付受託者
- (1) 名称

株式会社トラストバンク 代表取締役 大井 潤

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍謄抄本等交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

身分証明書等その他証明書交付手数料

課税·非課税証明書交付手数料

住宅用家屋証明交付手数料

名寄帳交付手数料

おむつ代医療費控除に係る確認証明書手数料

墓地使用許可書の書換え手数料又は再交付手数料

予防接種実費徴収金

その他雑入 (郵送料)

犬の登録手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

飲食店営業等許可申請手数料

製造所設置許可申請手数料

屋内貯蔵所設置許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所設置許可申請手数料

地下タンク貯蔵所設置許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所設置許可申請手数料

移動タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋外貯蔵所設置許可申請手数料

給油取扱所設置許可申請手数料

販売取扱所設置許可申請手数料

一般取扱所設置許可申請手数料

製造所変更許可申請手数料

屋内貯蔵所変更許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所変更許可申請手数料

地下タンク貯蔵所変更許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所変更許可申請手数料

移動タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋外貯蔵所変更許可申請手数料

給油取扱所変更完成検査許可申請手数料

販売取扱所変更完成檢查許可申請手数料

一般取扱所変更完成検査許可申請手数料

製造所設置完成検査手数料

屋内貯蔵所設置完成検査手数料

屋外タンク貯蔵所設置完成検査手数料

屋内タンク貯蔵所設置完成検査手数料

地下タンク貯蔵所設置完成検査手数料

簡易タンク貯蔵所設置完成検査手数料

移動タンク貯蔵所設置完成検査手数料

屋外貯蔵所設置完成檢查手数料

給油取扱所設置完成検査手数料

販売取扱所設置完成検査手数料

一般取扱所設置完成検査手数料

製造所変更完成検査手数料

屋内貯蔵所変更完成検査手数料

屋外タンク貯蔵所変更完成検査手数料

屋内タンク貯蔵所変更完成検査手数料

地下タンク貯蔵所変更完成検査手数料

簡易タンク貯蔵所変更完成検査手数料

移動タンク貯蔵所変更完成検査手数料

屋外貯蔵所変更完成検査手数料

危険物の仮貯蔵仮取扱承認申請手数料

製造所等の仮使用承認申請手数料

タンク水張検査手数料

タンク水圧検査手数料

防火管理講習課程修了証明書再発行手数料

その他証明手数料

納税証明書交付手数料

固定資産評価・税額等証明書交付手数料

扶養証明書交付手数料

事業証明書交付手数料

証明書交付手数料 (医事薬事)

薬局開設許可証再交付手数料

薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料

薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料

医薬品店舗販売業許可証再交付手数料

高度管理医療機器等販売業貸与業許可証再交付手数料

毒物劇物販売業登録票再交付手数料

診療所開設許可申請手数料

診療所構造設備使用許可申請手数料

衛生検査所登録証明書再交付手数料

飲食店営業等許可証書換え交付手数料

飲食店営業等許可証再交付手数料

製造所変更許可及び仮使用承認申請手数料

屋内貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

屋外タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

屋内タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

地下タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

簡易タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

移動タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

屋外貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

給油取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料

販売取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料

一般取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料

建築確認台帳記載証明手数料

ななまるカード再発行実費徴収金

行政財産使用料

地境明示手数料

境界確定原本証明手数料

市道証明交付手数料

市道幅員証明交付手数料

食鳥処理事業許可申請手数料

食鳥処理事業許可証書換え交付手数料

食鳥処理事業許可証再交付手数料

食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料

確認規程認定申請手数料

確認規程認定証書換え交付手数料

確認規程認定証再交付手数料

確認規程変更認定申請手数料

乳児等通園支援事業利用料

一時保護所職員給食代金

都市計画証明願

地形図・都市計画図等の販売

都市計画境界明示手数料

輸出証明書の発行手数料

適合施設の認定手数料 (現地調査を要する場合)

適合施設の認定手数料(現地調査を要しない場合)

自動車リサイクル取扱業登録・許可申請手数料

光熱水費等収入

土地建物貸付収入

祖霊堂使用料

3 指定日

令和7年10月15日

4 指定期間

令和7年10月15日から令和10年3月31日まで

(令和7年10月15日掲示済)

#### 奈良市告示第 470 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。 令和7年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和7年10月9日

3 移動対象区域

JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設(奈良市大安寺西二丁目 288 番地の1)

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

第 155 号

(火曜日)

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車

2,000円

原動機付自転車 4,000円

- イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和7年10月15日掲示済)

#### 奈良市告示第 471 号

令和7年奈良市告示第165号 (予防接種の実施) の一部を次のように改正する。 令和7年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙2の表中

	髙井レディースクリニック	油阪町 1-66	26-0551	$\cap$	$\bigcirc$	
	高木医院	三条町 2-474 福森ビル 2F	26-2050	0	0	を   .
Γ						_
'	髙井レディースクリニック	油阪町 1-66	26-0551	0	0	に

改める。

(令和7年10月15日掲示済)

#### 奈良市告示第 472 号

令和7年奈良市告示第432号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。 令和7年10月15日

奈良市長 仲 川 元 庸

別紙の表中

ı	髙井レディースクリニック	油阪町 1-66	26-0551	0		を
	高木医院	三条町 2-474 福森ビル 2F	26-2050	0	0	~ 
Г						_
	髙井レディースクリニック	油阪町 1-66	26-0551	0		に、
Г						_
	竹谷内科医院	富雄元町二丁目 1-19 奥川ビル 2F	45-2011	0	0	を
Г						٦
	竹谷内科医院	富雄元町二丁目 1-19 奥川ビル 2F	45-2011	0		に、
Г						٦
ľ	市立奈良病院	東紀寺町一丁目 50-1	24-1251	0		と
Г						-
'	市立奈良病院	東紀寺町一丁目 50-1	24-1251	0	0	に
						_

改める。

(令和7年10月15日掲示済)

|--|

#### 奈良市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年10月8日

奈良市監査委員 東 口 喜代一

同 寺川 拓

同 植村佳史

同 柳田昌孝

中央図書館

監查結果公表日 令和7年7月2日(奈良市監查委員告示第14号)

措置結果通知日 令和7年9月4日

# [監査の結果]

長期継続契約で締結されている図書受取ロッカー等 一式保守業務委託において、契約書に「翌年度以降に おいて予算が減額又は削除されたときは、本契約を変 更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約 方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

# [措置の内容]

委託契約書に、第24条として「発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。」を追加し、令和7年6月30日付けで変更契約を締結しました。

#### 教育 DX 推進課

監查結果公表日 令和7年7月2日(奈良市監查委員告示第14号)

措置結果通知日 令和7年10月1日

#### [監査の結果]

長期継続契約で締結されている学校・保護者連絡網システムの利用契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約 方法であり、契約書に前述の条件を付すことが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

## [措置の内容]

委託契約書に、第23条として「発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。」を追加し、令和7年6月30日付けで変更契約を締結しました。

#### 衛生浄化センター

監查結果公表日 令和5年6月30日(奈良市監查委員告示第11号)

措置結果通知日 令和7年10月1日

# 「監査の結果]

長期継続契約で締結されている衛生浄化センター自 家用電気工作物保安管理業務委託において、契約書に 「翌年度以降において予算が減額又は削除されたとき は、本契約を変更又は解除することができる」旨の記 載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約 方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必

#### [措置の内容]

自家用電気工作物保安管理業務委託については、令和7年7月から衛生浄化センター運転管理委託(令和7年7月1日から令和12年6月30日まで)に含めて実施しており、契約書に「翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更の申し出、又はこの契約を解除することができる。」との条文を明記した上で、契約事務を行いました。

須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

#### 環境政策課

監査結果公表日 令和5年6月30日(奈良市監査委員告示第11号)

措置結果通知日 令和7年10月7日

#### [監査の結果]

奈良市自転車駐車場の管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した備品の所有権は市に帰属するものとされているが、所管課は指定管理者が購入した備品の確認を行っていなかった。

このため、指定管理期間開始当初からの状況を確認 したところ、平成30年度に備品が購入されており、備 品台帳への登録が漏れていることが判明した。

所管課においては、今回の調査で明らかとなった備品について、現物を確認した上で速やかに登録を行い、 市の財産として適切に管理されたい。

## 「措置の内容]

奈良市高の原第三自転車駐車場及び奈良市中筋自転車駐車場における指定管理料で購入した備品について、現物を確認した上で、令和5年度に全ての備品について備品台帳への登録を行いました。

今後、新たに購入する備品についても漏れなく登録を行うとともに、これら備品について市の財産として 適切に管理して参ります。

#### [監査の結果]

契約金額が20万円以上50万円以下の施設修繕及び機械器具修繕において、請書を徴取していなかった。

請書は相手方が業務を受注したことを証明する重要な書類であり、奈良市契約規則第21条第2項において、契約金額が20万円以上のものについては徴取が必要であると規定されている。

請書の必要性について十分に理解の上、契約規則に 基づき適正な契約事務を行われたい。

#### [措置の内容]

令和6年度以降、契約金額が20万円以上50万円以下の施設修繕の契約について、全て請書を徴取しました。

今後も、契約事務を複数人による確認体制により執行することを徹底し、奈良市契約規則に基づき適正な 事務処理に努めます。

(令和7年10月8日掲示済)

# 公 営 企 業

#### 奈良市企業局告示第54号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年10月1日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
辰己設備	辰己 秀樹	奈良県天理市二階堂上ノ庄町89番地15	令和7年9月19日

(令和7年10月1日掲示済)

## 奈良市企業局告示第55号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和7年10月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月1日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

## 令和7年10月15日

11/11   10/1 10			
トルを排除及び下水を処理すべき区域	排水施設	排水施設の合流式	終末処理場の位置及び名称
「水と別が火し「水と火を生」「ことの	の位置	又は分流式の別	於
柏木町 177-1 他	1	分流	
学園大和町六丁目 694-5 他	2	分流	
疋田町 529-2 の一部他	3	分流	
南新町 59-1 の一部他	4	分流	
秋篠町 1184-2 の一部他	5	分流	大和郡山市額田部南町 160
学園朝日町 637-8	6	分流	奈良県浄化センター
大森町 82-1	7	分流	
東九条町 628-9	8	分流	
南新町 68 の一部	9	分流	
中山町 1489-3 他	10	分流	

位置図省略

(令和7年10月1日掲示済)

# 奈良市企業局告示第56号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。 令和7年10月9日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社水幸	代表取締役 村尾 昌則	大阪府大阪市東淀川区豊里四丁目 13 番 17 号	令和7年9月24日

(令和7年10月9日掲示済)

## 奈良市企業局告示第57号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第5条の2第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定の更新をしたので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和7年10月14日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

			////////////////////////////////////	
指定番号	名称	代表者名	所在地	指定の有効期間満了日
1	福井水道工業株式会社	阪田 文彦	奈良市法蓮町 152-1	令和12年9月29日
2	株式会社三企水道工業所	川崎 永美	奈良市法華寺町 665 番地	IJ
6	株式会社稲葉設備	稲葉 陽介	奈良市北永井町 419 番地	IJ
8	株式会社野矢設備工業所	野矢 明	奈良市平松三丁目 26 番 18 号	IJ
11	株式会社都ウイズテック	山品 文昭	奈良市菅原町9番地の1	IJ
12	有限会社川浪工業所	渡邉 浩二	奈良市富雄北三丁目 21 番 17 号	"
13	奈良水道工業株式会社	阿蘇品 勇	奈良市奈良阪町2674番地の9	JJ
14	有限会社栄商会	藤井 透	奈良市四条大路五丁目 6-15	JJ
18	株式会社新田水道	安部 彩織	奈良市神功三丁目7番地の25	IJ
20	富士設備工業株式会社	林 弘満	奈良市あやめ池南七丁目 858番地	II
21	株式会社森岡興産	栫山 政一	奈良市中山町 1866 番地	JJ
23	竹田水道工業株式会社	竹田 知弘	奈良市中町 235 番地の 1	II .

(ノく呼曲 ロブ		<b>永</b> 及		<del>71</del> 10
25	株式会社昭和設備工業所	野矢 武行	奈良市法華寺町 192 番地の 1	IJ
27	林設備工業株式会社	林 靖之	奈良市押熊町842番地の1	II .
30	相和建設株式会社	藤本 剛	奈良市須川町 991 番地の 1	II .
31	株式会社谷垣工業所	谷垣 孝一	奈良市三碓六丁目8番54号	II .
36	大東設備工業株式会社	大東 浩之	奈良市紀寺町807番地の3	JJ
37	株式会社尾田組	尾田 安信	奈良市高畑町 738 番地の 2	JJ
41	株式会社藤田工務店水道 部	浦 加代子	奈良市南京終町四丁目 380 番 地の 6	"
43	有限会社東川設備	東川幸弘	奈良市柏木町 390 番地の 1	JJ
46	株式会社福井商会	福井 清之	奈良市柏木町 177 番地	II .
49	株式会社朝日土建	川井 俊二	奈良市奈良阪町 1085 番地緑 商第一ビル 102 号	"
55	株式会社大安寺設備	藤本 忠司	奈良市南永井町 75 番地 2	II .
64	株式会社森村設備	森村 彰博	奈良市四条大路三丁目2番73 号	II
68	山添設備	田中 啓之	奈良市東九条町 1014 番地の 163	II
69	三和建設株式会社	小林 伸嘉	奈良市西大寺栄町3番12-6号	IJ
70	株式会社学園前ガスセンタ-	中谷 賀典	奈良市宝来四丁目 16 番 54 号	IJ.
76	山本建設工業	山本 信博	奈良市藤原町 25 番地の 1	II .
77	俊幸建設	山中 俊男	奈良市六条西四丁目4番18号	II.
79	吉田興業	吉田 義信	奈良市古市町 724番地の 2	II .
81	和泉設備工業株式会社	車谷 裕正	奈良市西登美ヶ丘一丁目 5番 8号	11
83	株式会社学研都市設備生 駒支店	川東 政哉	奈良県生駒市北田原町 2452 番地の21	"
86	免田水道設備	免田 親敏	奈良市古市町 1365 番地の 14	II .
87	山本商会	山本 清治	奈良市法華寺町1170番地の3	IJ.
96	株式会社西山設備工業	西山 和男	奈良市秋篠町 1243 番地の 2	JJ
102	廣岡建設株式会社	吉田 茂男	奈良市茗荷町 1033 番地	JJ
103	有限会社オズ設備	野矢 悦三	奈良市大安寺西一丁目 288 番 地の 6	"
105	株式会社今西住設ガスセンタ-	今西 隆彦	奈良市此瀬町 353 番地	II
106	株式会社広成	吉田 一成	奈良市横井二丁目 273 番地の 6	II
110	有倖設備株式会社	林 俊雄	奈良市富雄北三丁目1番40号	JJ
112	カヤキ設備工業所	榧木 勝祥	奈良市古市町 1223 番地の 3	JJ
116	株式会社関西設備	新田 桂丈	奈良市神功五丁目2番地の29	IJ
122	株式会社西井商店	西井 康博	奈良市南京終町五丁目 223 番 地の1	II
124	三浦産業株式会社	三浦 伸一	奈良県大和郡山市南郡山町 468番地	11
128	沢設備工事株式会社	澤光彦	奈良県橿原市石川町 291 番地1	n,

(ノベル田口)		八	IX I	I A TK	<del>271</del> 100
131	三和設備工業株式会社	植村	英毅	奈良市川上町 576 番地の 4	IJ
132	株式会社宮坂工務店	宮坂	勝紀	奈良市三条栄町17番11号	IJ
135	株式会社リビングイワイ	岩井	麻利子	奈良市右京一丁目3番地の1	IJ
136	永栄工業株式会社	永野	義久	京都府木津川市市坂久保川38番地	11
137	株式会社谷村工業	谷村	博之	大阪府東大阪市中石切町三丁 目1番3号	II
138	愛知時計電機株式会社 大阪支店執行役員支店長 橋本 治	國島	賢治	大阪市淀川区三津屋北二丁目 22番5号	II
140	木下設備株式会社	木下	明子	京都府相楽郡精華町光台七丁目 16番地 3	II
143	鹿間設備株式会社	鹿間	弘之	奈良県大和郡山市矢田町 5745 番地の 3	JJ
145	宮城建設株式会社	宮城	健	京都府木津川市木津川端 16番地3	11
147	イワオ産業株式会社	大上	美由紀	奈良市五条畑一丁目 19番 12 号	II
148	橋本興業	橋本	栄吉	奈良市八条三丁目 729 番地の 1	JJ
149	トウコ-工業	奥角	強	奈良県生駒市南田原町1096-1	JJ
150	株式会社マエダ	前田	能孝	奈良県大和郡山市額田部寺町 15番地の1	"
151	有山農工社株式会社	有山	久一	奈良県生駒市高山町 4103 番 地の1	"
160	大角工業	大角	秀樹	奈良県生駒郡斑鳩町小吉田二 丁目 38-1	JJ
165	仲野水道設備株式会社	中野	惠司	奈良県生駒市谷田町808番地	II .
169	三有設備	山原	滋	奈良市六条二丁目11番6号	JJ
175	株式会社阪奈ガスセンター	森下	侑樹	奈良県生駒市山崎町 24 番 18 号	"
176	株式会社ハナフサ	近藤	久喜	大阪市中央区谷町七丁目 5 番 9 号	"
183	國廣設備	國廣	和孝	奈良市四条大路南町 12 番 12 号	"
186	株式会社大登建設	岡田	悦子	奈良市青山八丁目 170 番地	II .
719	株式会社ユーアイ技研	二越	公嗣	大阪府羽曳野市埴生野 577 番 地の 4	令和12年10月1日
720	株式会社ケンズ	西村	賢次	大阪市住之江区平林南一丁目 5番12号	令和12年10月12日
721	株式会社カンプロ	山本	晋平	兵庫県西宮市津門飯田町3-26	令和12年10月12日
722	関西水道用品株式会社	戸梶	創	大阪府豊中市服部本町二丁目 8番19号	令和12年10月13日
247	株式会社中央	樫平	隆明	奈良市杏町 78-6	令和12年10月20日
723	株式会社水光社	唐澤	明弘	兵庫県尼崎市昭和通二丁目 12-3	令和12年11月8日

724	日誠建設株式会社	森田	徹	奈良県天理市富堂町 33 番地 の1	令和12年11月23日
725	株式会社綜合	福本	永成	大阪府豊中市清風荘 1-12-2	令和12年12月17日
726	有限会社森菊鉄工	森本	和樹	京都府木津川市鹿背山鹿口29番地	令和13年2月1日
728	株式会社住宅ホームサー ビス	辻田	敏伸	大阪府堺市堺区一条通 11-25 ライズ OTM ビル 401	令和13年2月16日
729	マツシタ設備	松下	直樹	奈良市古市町 1365 番地の 14	令和13年3月1日
730	株式会社ウォーターサー ビス五木	福西	哲	奈良県葛城市當麻44番地3	令和13年3月9日
731	北門設備	北門	淳一	奈良県生駒郡三郷町立野南一 丁目7番23号	令和13年3月25日

(令和7年10月14日掲示済)

#### 奈良市企業局告示第58号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。 令和7年10月14日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
髙瀨工業株式会社	代表取締役 髙瀬 和伸	奈良市古市町 1683 番地の 4	令和7年10月2日

(令和7年10月14日掲示済)

# 教育委員会

#### 奈良市教育委員会告示第 15 号

令和7年10月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和7年10月15日

奈良市教育委員会 教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和7年10月21日(火)午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

その他報告事項

その他報告事項(1)奈良市立中学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次 第締切させていただきます。

(令和7年10月15日掲示済)

# 農業委員会

#### 奈良市農業委員会告示第 10 号

奈良市農業委員会令和7年10月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議

規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。 令和7年10月6日

奈良市農業委員会長 巽 一 孝

1 日時

令和7年10月14日(火)午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 602会議室

- 3 審議案件
- ・法令等に基づく事務関係
- (1) 農地法 (昭和27年法律第229号) 第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (6) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (7) 生産緑地法 (昭和49年法律第68号) 第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (8) 知事許可について

(令和7年10月6日掲示済)